



**案件③令和5年度の事業評価について**

- 「事務局」が評価方法について説明。以後、部会長進行のもと、令和5年度の事業報告をもとに事業ごとに評価実施
- 審議結果
  - ・評価結果  
「良好」（最終評価点数39点／50点）
  - ・評価結果を踏まえ、次年度についても、委託を継続することの承認
  - ・運営部会からの提言
    - ・更なる周知に努めること。
    - ・新しい周知方法を探ること。

**案件④指定介護予防支援の一部を委託する指定居宅介護支援事業所について**

- 「地域包括支援センター」説明
- 審議結果
  - ・84番、85番の事業所の追加
  - ・令和6年3月31日付で委託終了した3事業所の削除
  - ・委員全員の拍手により承認令和6年度の次回高齢者保健福祉推進委員会へ報告を行う。

**案件⑤その他**

- 特になし

8. 審議会の情報	名称	【高齢者保健福祉推進委員会専門部会】 地域包括支援センター運営部会
	根拠法令等	高齢者保健福祉推進委員会規則 地域包括支援センター運営部会設置要綱
	設置期間	平成28年7月4日～
	所掌事項	地域包括支援センターの適切な運営、公正中立性の確保、その他センターの円滑かつ適正な運営に関する事務。
	委員数	10名以内
9. 担当課	介護保険課	